

西宮市子ども食堂運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市子ども食堂運営支援事業補助金の交付に関して、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、子ども食堂が実施する事業に要する経費を助成することにより、地域との交流、学習支援及び地域の子供の居場所づくり（以下「地域との交流事業等」という。）を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において子ども食堂とは、地域の子供の居場所づくりの一つとして、広く開放され、定期的に（概ね月に1回以上）開催されるもので、かつ、無料又は安価で場所を定めて食事を提供するものをいう。ただし、定期的に開催されなくても、夏休み等学校の長期休業期間に集中的に実施するものは含むこととする。

(対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 西宮市内で子ども食堂を開設する団体
- (2) 西宮市民が運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が一定以上整っていること
- (3) 西宮市内で場所を定めて広く子供に食事を提供すること。ただし、市長が必要と認める場合は、利用者を限定することができる。
- (4) 食品衛生に十分配慮し、食中毒に対応した保険に加入すること。ただし、食中毒発生時に対応できる保険に加入している状態であれば、申請者と保険契約者が同一であることは要しない。
- (5) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とする団体でないこと
- (6) 公序良俗に反する活動を行わないこと
- (7) 本事業において営利、宗教、政治、選挙を目的とする活動を行わないこと
- (8) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第67号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること
- (9) 子供が幅広く参加できるように広報・周知活動等を行い、実施団体関係者等特定の者しか参加できない運営を行わないこと

(対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 食材の購入に要する経費（市販の弁当購入も可とする）
- (2) 調理に必要な施設等の使用に要する経費
- (3) 消毒液・マスク等の感染症対策品、容器・調理器具等の消耗品の購入に要する経費
- (4) 当該事業の実施のために必要な保険に要する経費
- (5) 地域との交流事業等に要する経費
- (6) 弁当の配布・配達等に要する経費
- (7) (1) から (6) に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 次に掲げる経費は、補助の対象外とする。

- (1) 単体で税込 1 万円以上の物品費
- (2) レシート・領収書のない経費
- (3) ボランティアスタッフの人件費

(補助基準額)

第 6 条 補助の基準となる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 食事を提供する事業：1 回実施につき 1 万円を加算（弁当の配布・配達を含む）
- (2) 地域との交流事業等：1 回実施につき 5 千円を加算

(補助金額)

第 7 条 補助金額は、予算の範囲内において、以下に掲げる額のいずれか少ない方の額とする。ただし、食事を提供する事業に係る補助金額の上限は年度で 52 万円、地域との交流事業等に係る補助金額の上限は 12 万円とする。

- (1) 補助対象経費の総額から寄附金その他の収入を控除した額
- (2) 補助金額の年度上限額
- (3) 補助基準額の合計

(交付の申請)

第 8 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を原則、希望する交付決定日の前月 10 日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに提出するものとする。ただし、4 月 1 日交付決定分は別に定める。

- (1) 西宮市子ども食堂運営支援事業補助金交付申請書（様式 1 号）
- (2) 事業計画書（様式 2 号）
- (3) 団体調書（様式 3 号）
- (4) 当事業を実施のために必要な保険に加入していることがわかる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 9 条 交付決定は毎月 1 日とする。

2 市長は前条の規定による申請があれば、その内容を審査し、交付金の交付を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

3 市長は前項の決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第10条 申請者は、次の各号に掲げる書類を、四半期ごとに四半期終了後の翌月末又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書兼交付請求書(様式4号)
- (2) 収支決算書(様式5号)
- (3) 事業報告書(様式6号)
- (4) 領収書、レシートの写し
- (5) 事業活動時の写真
- (6) 周知、広報の内容がわかるもの(にしま〜れ(西宮市社会資源情報サイト)掲載団体は不要)
- (7) 交付決定通知書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

付 則

この要綱は令和2年7月10日から実施する。

この要綱は令和4年4月1日から実施する。

この要綱は令和5年3月22日から実施する。

この要綱は令和5年10月1日から実施する。

この要綱は令和6年3月25日から実施する。

この要綱は令和7年3月26日から実施する。